

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社の工場においてプレス工として従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、プレス機に注油をしていたところ、プレス機と鉄板の間に左足を挟まれ、左下腿切断の負傷を負った（以下「本件負傷」という。）が、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となり、残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表1に定める障害等級第5級に該当するものとして障害補償年金を受給していた。その後、被災者は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し、食欲不振、脱水症の加療のため、同日、D病院に転医し、入院加療を継続していたところ、同月〇日、直接死因「急性心不全」により死亡した。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長がこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) D病院E医師作成の平成○年○月○日付け死亡診断書には、被災者が死亡に至った原因は、誤嚥性肺炎による急性心不全と記載されている。

(2) D病院F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、左下腿の切断の死亡に対する影響について、要旨、経年的影響を完全に否定することは不可能と考えるが、証明することは困難であるとの所見を述べている。

(3) G医師は、左下腿切断と急性心不全との関係について、平成○年○月○日付け意見書において、「平成○年○月○日に切断された左下腿は特に異常はなく、左下腿の切断そのものが急性心不全の原因となったものとは思料されない。」との所見を述べ、関係を否定している。

当審査会としても、被災者の症状経過等から、G医師の意見は妥当であり、本件負傷と急性心不全との間の因果関係を認めることはできないものと判断する。

(4) 以上のことから、被災者の死亡は、本件負傷によるものと認めることはできず、請求人の主張は採用できない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。